

生産行程管理業務規程

令和 5 年 11 月 17 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒690-0049）島根県松江市袖師町 6-9
（シマネケンマツエシソデシチョウ 6-9）

氏名又は名称（フリガナ）：宍道湖漁業協同組合
（シンジコギョギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 渡部 和夫
ウェブサイトのアドレス：<https://shinjiko.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 4 類 水産物類
区分に属する農林水産物等：貝類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：宍道湖産ヤマトシジミ（シンジコサンヤマトシジミ）、宍道湖しじみ
（シンジコシジミ）、Shinjikosan Yamato Shijimi、Shinjiko Shijimi、
Lake Shinji Brackish Water Clam

4 明細書の変更

宍道湖漁業協同組合（以下「宍道湖漁協」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

宍道湖漁協は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し「宍道湖産ヤマトシジミ」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「宍道湖産ヤマトシジミ」を明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守して出荷する。また、出荷した記録として、「漁獲成績報告書」を記入し、宍道湖漁協に提出する。

イ 宍道湖漁協の手順

宍道湖漁協は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、遵守状況の確認を行う。

（2）手順の妥当性を見直す機会

宍道湖漁協は、上記（1）のア及びイの手順について、年 1 回以上、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

宍道湖漁協は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

宍道湖漁協は、上記5（1）の周知の際に、地理的表示である「宍道湖産ヤマトシジミ」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （1）明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産されたしじみにのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （2）GIマークを使用する場合は、地理的表示である「宍道湖産ヤマトシジミ」と併せて使用すること。
- （3）GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

宍道湖漁協は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、宍道湖漁協は、当該生産業者の生産した「宍道湖産ヤマトシジミ」について、地理的表示等の使用を禁止することができることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

宍道湖漁協は、上記6及び8に関して「宍道湖産ヤマトシジミ」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

宍道湖漁協及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- （1）上記5における「宍道湖産ヤマトシジミ」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- （2）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び宍道湖漁協が行った指導等に係る資料

11 連絡先

